

競争的資金等のモニタリング実施要領

平成 26 年 12 月 2 日

核融合科学研究所不正防止委員会

1 趣旨

この要領は、核融合科学研究所における競争的資金等の不正防止計画（平成 20 年 1 月 21 日制定。以下「不正防止計画」という。）に基づき、競争的資金等の不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を行い、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るために必要な事項を定める。

2 モニタリングの対象

モニタリングは、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）で交付を受けている競争的資金等を対象とする。

3 モニタリングの実施方法

財務課は、常時、財務情報に関するチェックを行うとともに、このチェックにより把握された不正が発生する要因を核融合科学研究所不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）に報告する。

4 リスクアプローチ監査の項目等

不正防止委員会は、3の報告を分析し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査の項目を決定する。また、監査の質を一定に保つため、具体的なマニュアルを作成する。

5 リスクアプローチ監査の実施体制

リスクアプローチ監査は、不正防止委員会がマニュアルに基づいて実施する。

6 リスクアプローチ監査の結果

- (1) 不正防止委員会は、リスクアプローチ監査の結果を分析し、必要に応じて不正防止計画を見直すとともに、管理部担当課等へ関係規則の見直し等を依頼する。
- (2) リスクアプローチ監査の結果について、コンプライアンス教育で周知する。

7 機動的なリスクアプローチ監査の実施

不正防止委員会の委員長が、緊急に必要と認める項目については、不正防止委員会に

諮ることなく、リスクアプローチ監査を行うことができる。この監査については、不正防止委員会に報告し、了承を得なければならない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、モニタリングの実施に関し、必要な事項は不正防止委員会が別に定める。

付 記

この要領は、平成 26 年 12 月 2 日から実施する。